

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求上告事件  
国側当事者・国

平成24年2月16日棄却・確定

(第一審・水戸地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年10月29日判決、本資料260号-189・順号11545)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年4月20日判決、本資料261号-81・順号11671)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

### 第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成24年2月16日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 白木 勇

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 横田 尤孝

## 当事者目録

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	石島 秀朗
被上告人	国
同代表者法務大臣	小川 敏夫
同指定代理人	坂本 新